

件名

農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第九十七条第二項第十九号及び第三十八号の規定に基づき、平成十三年金融庁告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

農林水産大臣 鹿野 道彦

○ 平成十三年金 融 庁 告示第十三号（農林中央金庫法の施行に關し定める件）
農林水産省

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（次項及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の	（リース業務の範囲等） 第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第九十七条第二項第十九号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第九十七条第二項第十九号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第九十七条第二項第十九号イからハまでの要件をす

額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (金融関連業務) 第十四条 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 六 (略) 七 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 八 (略)	べて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 (略) (金融関連業務) 第十四条 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 六 (略) 七 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 八 (略)
--	--